

| | |
|--------------------------|--|
| 令和2年8月27日 ～令和4年9月13日 | 労働政策審議会労働条件分科会において議論 |
| 令和4年9月22日 ～令和4年10月21日 | パブリックコメントを実施 |
| 令和4年10月26日 | 労働政策審議会労働条件分科会において「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」を諮問・答申 |
| 令和4年11月28日 | 労働基準法施行規則の一部を改正する省令公布 |
| 令和5年4月1日 | 労働基準法施行規則の一部を改正する省令施行 資金移動業者からの指定申請の受付を開始 |

(参考)資金移動業者の口座への賃金支払に係る近時の決定

◎ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定)(抄)

Ⅲ . 経済社会の多極集中化

2. 一極集中管理の仮想空間から多極化された仮想空間へ

(4)Fintechの推進

○ 資金移動業者の口座への賃金支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、2022年度できるだけ早期の制度化を図る。

◎ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)(抄)

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

(2)具体的施策

オ ライフステージに共通する取組

○ 資金移動業者の口座への賃金支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、令和4年度(2022年度)のできるだけ早期の制度化を図る。